

枯草火災注意

大崎地域では、これから枯草焼却による災害が多くなる時期をむかえます。

その大半が3月から4月に集中して発生しています。



主な原因は・・・

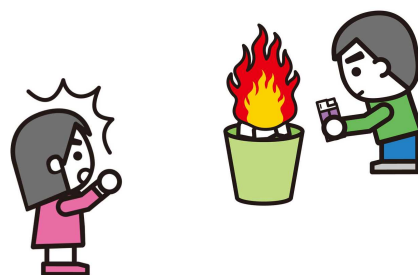
屋外での焼却作業で

「目を離した際に」

「いきなり燃やしすぎた」

「消えたと思い家に帰ってしまった」など、

ちょっとした油断が原因です。



屋外での野焼きは原則

禁止されています！

野焼き禁止の例外

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行なう為に必要な廃棄物の焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却
- ⑤焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの



枯草焼却では

- ・急に風向きが変わり、思わぬ方向に延焼拡大する。
 - ・火の回りが異常に早い。
 - ・日光にさえぎられ、火の所在がわからない場合がある。
- 以上のことに注意が必要です。

火災とまぎらわしい煙を発生するおそれのある場合は、消防署の届出が必要です。